

専決処分事項の指定について

上記の議案を下記のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年9月3日提出

**平成20年9月3日可決**

提出者	湯井 廣志	賛成者	木村 喜徳	賛成者	吉田 達哉	賛成者	青柳 正敏
賛成者	反町 清	〃	松本啓太郎	〃	久保 信夫	〃	斉藤千枝子
〃	片山 喜博	〃	窪田 行隆	〃	隅田川徳一	〃	渡辺 徳治
〃	松村 晋之	〃	佐藤 淳	〃	阿野 行男	〃	冬木 一俊
〃	堀口 昌宏	〃	渡辺新一郎	〃	青木 貴俊	〃	茂木 光雄
〃	神田 省明	〃	山田 朱美	〃	岩崎 和則		

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額の決定で1件100万円以下のものを定めること。

「注」

- 1 本議決は、議決の日以降のものから適用する。
- 2 専決処分事項の指定について（昭和51年6月23日議決）は、廃止する。